

四段表

エイズ予防指針

指針に基づく施策

議論の視点

対応策（案）

第三 医療の提供

一 総合的な医療提供体制の確保

1 国及び都道府県は、患者等に対する医療及び施策が更に充実するよう、国のHIV治療の中核的医療機関であるACC、地方ブロック拠点病院及びエイズ治療拠点病院の機能を引き続き強化するとともに、新たに中核拠点病院制度を創設し、エイズ治療拠点病院の中から都道府県ごとに原則として一か所指定し、中核拠点病院を中心に、都道府県内における総合的な医療提供体制の構築を重点的かつ計画的に進めることが重要である。

具体的には、ACCの支援を原則として受ける地方ブロック拠点病院が中核拠点病院を、中核拠点病院がエイズ治療拠点病院を支援するという、各種拠点病院の役割を明確にし、中核拠点病院等を中心に、地域における医療水準の向上及びその地域格差の是正を図るとともに、一般の医療機関においても診療機能に応じた良質かつ適切な医療が受けられるような基盤作りが重要である。

○医療提供体制の確保
 (①ACC、②地方ブロック拠点病院(全国8ブロック)14病院、③中核拠点病院55か所、④エイズ治療拠点病院380か所)
 ○エイズ対策促進事業による補助(都道府県等向け)

○地方ブロック拠点病院への患者の集中を是正することは重要ではないか。また、その患者の集中を軽減させるためにも、中核・治療拠点病院の連携や機能強化(医療水準の向上)も重要ではないか。
 ○都道府県における診療の主体である中核拠点病院と地域医療の主体である治療拠点病院との連携を密にし、地域格差が生じないような基盤作りを行うことは今後も重要ではないか。

○1つのブロック拠点病院にすべての機能を求めるのではなく、複数の病院で1ブロックレベルの機能を満たす、機能に応じた連携ができるようブロック拠点病院の見直しを行うことが必要ではないか。

○今後も地方ブロック拠点病院への患者の集中を軽減させるために、中核・治療拠点病院の連携や機能強化(医療水準の向上)を推進するという趣旨の追加記載をするべきではないか。

○地方ブロック拠点病院と中核拠点病院、地域の診療所等との連携を深め、相互の研修等により診療の質の向上を図れるよう、連絡協議会において医療従事者への啓発も含む診療連携を検討していくことは重要であるという趣旨の追加記載をするべきではないか。また、地域の実情に応じ、関連団体とも連携し、計画的にHIV医療提供体制整備を図るとともに、数値目標の設定など、整備の進捗状況を評価できる仕組みについても検討することが重要であるという趣旨の追加記載をするべきではないか。

○中核・治療拠点病院、地域の診療所間で、地域の実情に応じた機能分担による診療連携の充実を図ることが重要という趣旨の追加記載をするべきではないか。

○ACC及び地方ブロック拠点病院との緊密な連携の下、中核拠点病院を中心としつつ、中核・治療拠点病院における医療水準の向上を

| 四段表 | エイズ予防指針 | 指針に基づく施策 | 議論の視点 | 対応策（案） |
|--|---|--|--|--------|
| <p>2 また、高度化したH I V治療を支えるためには、専門医等の医療従事者が連携して診療に携わることが重要であり、国は、外来診療におけるチーム医療、ケアの在り方についての指針等を作成し、良質かつ適切な医療の確保を図ることが重要である。</p> <p>また、都道府県等は、患者等に対する歯科診療の確保について、地域の実情に応じて、各種拠点病院と診療に協力する歯科診療所との連携を進めることが重要である。さらに、今後は、専門的医療と地元地域での保健医療サービス及び福祉サービスとの連携等が必要であり、これらの「各種保健医療サービス及び福祉サービスとの連携を確保するための機能」（コーディネーション）を強化していくべきである。</p> | <p>○エイズ拠点病院地域別病院長会議の開催</p> <p>○医療従事者に対するH I V医療等に関する研修の実施</p> | <p>○医療の質の標準化を進めるべく、患者に対するチーム医療やケアのあり方について指針等を作成することは今後も重要ではないか。</p> <p><u>○多くの困難を抱える患者に対するH I V診療には医師、看護師、薬剤師、臨床心理士、メディカルソーシャル・ワーカーらの多職種によるチーム医療の実践が必要である。</u></p> <p>○医科診療の主体が拠点病院であるのに対し、歯科診療の主体は診療所であることから、歯科診療の確保について、拠点病院と診療所との十分な連携を図ることは重要ではないか。</p> <p>○「各種保健医療サービス及び福祉サービスとの連携を確保するための機能」（コーディネーション）を強化していくことは今後も重要ではないか。</p> | <p><u>図り、患者が居住地で安心して通院できる体制を確保することが重要という趣旨の追加記載をするべきではないか。</u></p> <p><u>○患者主体の良質かつ適切な医療が受けられるよう、という趣旨の追加記載をするべきではないか。</u></p> <p>○今後もこの取組を継続するべきではないか。</p> <p><u>○チーム医療についての指針等を作成し、良質かつ適切な医療の確保の強化を図るという趣旨の追加記載をするべきではないか。</u></p> <p>○地域の実情に鑑み、歯科診療確保のために、ブロック・中核拠点病院のコーディネイト機能のもと、H I V診療に協力する歯科診療所との連携体制構築を強化するべきであるとの追加記載をするべきではないか。</p> <p>○拠点病院におけるコーディネイト機能を有する看護師の配置を進めることは重要であるという追加記載をするべきではないか。</p> | |

| 四段表 | エイズ予防指針 | 指針に基づく施策 | 議論の視点 | 対応策（案） |
|--|--|--|---|--------|
| <p>3 十分な説明と同意に基づく医療の推進 治療効果を高めるとともに、感染の拡大を抑制するためには、医療従事者は患者等に対し、十分な説明を行い、理解を得るよう努めることが不可欠である。具体的には、医療従事者は医療を提供するに当たり、適切な療養指導を含む十分な説明を行い、患者等の理解が得られるよう継続的に努めることが重要である。説明の際には、患者等の理解を助けるため、分かりやすい説明資料を用意すること等が望ましい。また、患者等が主治医以外の医師の意見を聞き、自らの意思決定に役立てることも評価される。</p> <p>4 主要な合併症及び併発症への対応の強化 H I V治療そのものの進展に伴い、結核、悪性腫瘍^{しゅよう}等の合併症や肝炎等の併発症を有する患者への治療も重要であることから、国は、引き続きこれらの治療に関する研究を行い、その成果の公開等を行っていくことが重要である。</p> <p>5 情報ネットワークの整備 患者等や医療関係者が、治療方法や主要な合併症及び併発症の早期発見方法等の情報を容易に入手できるように、インターネットやファクシミリにより医療情報を提供できる体制を整備することが重要である。また、診療機関の医療水準を向上させるために、個人情報の保護に万全を期した上で、H I V診療支援ネットワークシステム（A-net）等の情報網の普及や患者等本人の同意を前提として行われる診療の相互支援の促進を図ることが重要である。さらに、医療機関や医療従事者が相互に交流することは、医療機関、診療科、職種等を越えた連携を図り、ひいては、患者等の医療上の必要性を的確に把握すること等につながり有効であるため、これらの活動を推進することが望ましい。</p> | <p>○研修（エイズ予防財団主催、ブロック拠点病院主催、ACC主催）の実施</p> <p>○A-netの普及</p> <p>○エイズ予防情報ネット（ホームページ）の普及</p> | <p>○医療従事者が患者等に対し十分なインフォームドコンセントを行うことは治療効果を高める上で重要ではないか。</p> <p>○合併症・併発症の治療は重要であり、国はこれらの研究の推進し、その成果を公開していくことは重要ではないか。</p> <p>○情報ネットワークを通じた医療水準の向上は重要であり、今後も進めるべきではないか。</p> <p>○ブロック内外を問わず、医療機関相互や医療従事者間、診療科間等の連携は重要ではないか。</p> | <p>○今後もこの取組を継続するべきではないか。</p> <p>○HIV 感染に係る合併症・併発症治療法の研究、特に肝炎に関する研究は、その臨床像から今後強化されるべきである、という趣旨の追加記載をするべきではないか。</p> <p>○結核、悪性腫瘍等のほか、抗 HIV薬の投与による副作用を含む合併症を有する患者への治療も重要という趣旨の追加記載をするべきではないか。</p> <p>○個人情報の保護に留意しつつ、今後もこの取組を継続するべきではないか。</p> <p>○今後もこの取組を継続するべきではないか。</p> | |

| 四段表 | エイズ予防指針 | 指針に基づく施策 | 議論の視点 | 対応策（案） |
|--|---|---|---|--------|
| <p>6 在宅療養支援体制の整備 患者等の療養期間が長期化したことや患者等の主体的な療養環境の選択を尊重するため、在宅の患者等を積極的に支える体制を整備していくことが重要である。このため、国及び地方公共団体は、具体的な症例に照らしつつ、患者等の在宅サービスの向上に配慮していくよう努めることが重要である。</p> <p>7 治療薬剤の円滑な供給確保 国は、患者等が安心して医療を受けることができるよう、治療薬剤の円滑な供給を確保することが重要である。そのため、国内において薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）で承認されているがH I V感染又はその随伴症状に対する効能又は効果が認められていない薬剤の中で効果が期待される薬剤の医療上必要な適応拡大を行うとともに、海外で承認された治療薬剤がいち早く国内においても使用できるようにする等の措置を講じ、海外との格差を是正していくことが重要である。</p> | <p>○NGO等による社会支援の推進</p> <p>○国内未承認薬・適応外薬の開発促進</p> | <p>○患者の治療における長期療養化への対応は、それに伴う在宅療養の推進も考慮し、非常に重要な問題ではないか。</p> <p><u>○HIV 診療が外来主体の慢性期疾患に移行しているなか、多くのエイズ治療拠点病院はその地域の急性期病院であり、慢性期の入院患者対応に問題が生じている現状を踏まえた医療システムの構築が必要ではないか。夜間や休日診療を実施しているクリニック、慢性期病院及び療養所等との連携を推進するため、既存制度等の見直しを検討することも必要ではないか。また、患者が安心して高齢化を迎えられる施設や重症化した患者や家族が了解できる形の施設整備が必要ではないか。</u></p> <p>○H I V治療薬を含め国内未承認薬・適応外薬の開発促進は、今後も重要ではないか。</p> | <p>○長期療養や在宅療養への体制を整備を強化する趣旨の記載を追加するべきではないか。</p> <p><u>○地域の実情に応じて、連絡協議会において各拠点病院と慢性期病院との連携構築の推進を図ることは重要であるという趣旨の追加記載をするべきではないか。</u></p> <p>○今後もこの取組を継続するべきではないか。</p> | |

| 四段表 | エイズ予防指針 | 指針に基づく施策 | 議論の視点 | 対応策（案） |
|---|---|--|---|--------|
| <p>二 人材の育成及び活用</p> <p>良質かつ適切な医療の提供のためには、H I Vに関する教育及び研修を受けた人材が、効率的に活用されることが重要であるとともに、人材の育成による治療水準の向上も重要であり、国及び都道府県は、引き続き、医療従事者に対する研修を実施するとともに、中核拠点病院のエイズ治療の質の向上を図るため、地方ブロック拠点病院等による出張研修等により支援することが重要である。</p> | <p>○研修会の実施</p> | <p>○医療従事者への研修を実施し、必要に応じて出張研修等により対応することは今後も重要ではないか。</p> <p><u>○ブロック拠点病院への患者集中が見られる。その緩和策として、中核のみならず治療拠点病院の医療従事者に対し、均てん化を踏まえた講習会・研修会を今後も継続的に実施する必要がある。</u></p> <p><u>○患者数の増加に伴い外来療養支援ニーズが質、量ともに増大しているなか、コーディネーターナースの不足やニーズの多様化により患者に十分な支援を実施できていない状況である。</u></p> | <p>○今後もこの取組を継続するべきではないか。</p> <p><u>○中核のみならず治療拠点病院のエイズ治療の質の向上を図ることが重要という趣旨の追加記載をするべきではないか。</u></p> <p><u>○ブロック拠点病院に加え、中核拠点病院においてもコーディネイト機能を担う看護師が配置されるよう、看護師への研修を強化することが重要との趣旨の追加記載をするべきではないか。</u></p> | |
| <p>三 個別施策層に対する施策の実施</p> <p>個別施策層に対して良質かつ適切な医療を提供するためには、その特性を踏まえた対応が必要であり、医療関係者への研修、対应手引書の作成等の機会に個別的な対応を考えていくこと等が重要である。</p> <p>例えば、個別施策層が良質かつ適切な医療を受けられることは、感染の拡大の抑制にも重要である。このため、都道府県は、地域の実情に応じて、各種拠点病院等において検査やH I V治療に関する相談（情報提供を含む。）の機会の増加を図るべきであり、特に外国人に対する医療への対応にあたっては通訳等の確保による多言語での対応の</p> | <p>○H I V専門家研修の実施</p> <p>○ボランティア・通訳研修(エイズ予防財団主催)の実施</p> | <p>○個別施策層に対しては、地域の実情に応じた個別的な対応を検討する必要があるのではないか。</p> <p>○個別施策層の患者に対し、検査・相談の機会を拡充することは重要ではないか。</p> <p>○外国人に対する医療への対応は今後も重要ではない</p> | <p>○今後もこの取組を継続するべきではないか。</p> <p>○個別施策層に対する検査・相談の機会の拡充への取組は、今後強化されるべきとの趣旨の追加記載をするべきではないか。</p> <p>○患者等が職業、国籍、感染経路などによって医療やサービス、情</p> | |

| 四段表 | エイズ予防指針 | 指針に基づく施策 | 議論の視点 | 対応策（案） |
|--|-------------------------|---|--|---|
| <p>充実等が必要である。</p> | | | <p>か。</p> | <p>報の提供に支障が生じることはないよう、医療従事者に対する研修を実施するという趣旨の追加記載をするべきではないか。</p> |
| <p>四 日常生活を支援するための保健医療サービスと福祉サービスの連携強化</p> <p>患者等の療養期間の長期化に伴い、障害を持ちながら生活する者が多くなったことにかんがみ、保健医療サービスと障害者施策等の福祉サービスとの連携を強化することが重要である。具体的には、専門知識に基づく医療社会福祉相談（医療ソーシャルワーク）等のほか、ピア・カウンセリングを積極的に活用することが重要である。また、患者及びその家族等の日常生活を支援するという観点から、その地域のNGO等との連携体制、社会資源の活用等についての情報を周知する必要がある。</p> | <p>○血友病患者等治療研究事業の実施</p> | <p>○医療社会福祉相談やピアカウンセリング等の活用を通じて、医療機関や地域NGOと連携した生活支援を推進することは重要ではないか。</p> <p><u>○エイズ治療拠点病院と地域保健、NGO/NPOとの連携を促進するとともに、連携モデル構築のための研修機会の提供が必要である。</u></p> | <p>○医療社会福祉相談やピアカウンセリング等の活用を通じて、医療機関や地域NGOと連携した生活相談支援のプログラムを推進することが重要であるという趣旨の追加記載をするべきではないか。</p> <p><u>○連携モデル構築のための研修機会の提供が必要という趣旨の追加記載をするべきではないか。</u></p> | |

| 四段表 | エイズ予防指針 | 指針に基づく施策 | 議論の視点 | 対応策（案） |
|--|--|--|--|--------|
| <p>第四 研究開発の推進</p> <p>一 研究の充実</p> <p>患者等への良質かつ適切な医療の提供等を充実していくためには、国及び都道府県等において、研究結果が感染の拡大の抑制やより良質かつ適切な医療の提供につながるような研究を行っていくべきである。特に、各種治療指針等の作成等のための研究は、国において優先的に考慮されるべきであり、当該研究を行う際には、感染症の医学的側面や自然科学的側面のみならず、社会的側面や政策的側面にも配慮することが望ましい。</p> | <p>○エイズ対策研究事業</p> | <p>○研究成果が効率的に上げられるよう、発生動向も踏まえ、研究事業の方向性を検討することは重要ではないか。</p> | <p>○発生動向を踏まえ、各研究班からの研究成果を定期的に確認し、研究事業の方向性を検討することが重要であるという趣旨の追加記載をするべきではないか。</p> | |
| <p>二 特効薬等の研究開発</p> <p>国は、特効薬、ワクチン、診断法及び検査法の開発に向けた研究を強化するとともに、研究目標については戦略的に設定することが重要である。この場合、研究の科学的基盤を充実させることが前提であり、そのためにも、関係各方面の若手研究者の参入を促すことが重要である。</p> | <p>○ヒューマンサイエンス研究事業（ワクチン開発等）</p> <p>○エイズ対策研究事業（基礎・臨床研究）</p> | <p>○特効薬、ワクチン、診断法及び検査法の開発に向けた研究を強化することは今後も重要ではないか。</p> | <p>○今後もこの取組を継続するべきではないか。</p> | |
| <p>三 研究結果の評価及び公開</p> <p>国は、研究の充実を図るため、研究の結果を的確に評価するとともに、各種指針等を含む調査研究の結果については、研究の性質に応じ、公開等を行っていくことが重要である。</p> | <p>○研究評価委員会</p> | <p>○各研究班における研究結果の公開等により、研究成果を的確に評価することは重要ではないか。</p> | <p>○研究成果を公開するに当たって、幅広く患者等からの意見を参考とした上で、今後の研究に活かせるようにするという趣旨の追加記載をするべきではないか。</p> <p>○研究成果の評価に当たっては、成果の公表に先立ち、学識者による客観的な評価を受けることが望ましいという趣旨の追加記載をするべきではないか。</p> | |

| 四段表 | エイズ予防指針 | 指針に基づく施策 | 議論の視点 | 対応策（案） |
|--|--------------------------|---|------------------------------|--------|
| <p>第五 国際的な連携</p> <p>一 諸外国との情報交換の推進</p> <p>政府間、研究者間及びNGO等間の情報交換の機会を拡大し、感染の予防、治療法の開発、患者等の置かれた社会的状況等に関する国際的な情報交流を推進し、我が国のHIV対策にいかしていくことが重要である。</p> | <p>○実地研修（財団主催、ACC主催）</p> | <p>○国際的な情報交換を推進し、我が国のHIV対策に活かしていくことは、今後も重要ではないか。</p> | <p>○今後もこの取組を継続するべきではないか。</p> | |
| <p>二 国際的な感染拡大の抑制への貢献</p> <p>国は、国連合同エイズ計画（UNAIDS）への支援、我が国独自の二国間保健医療協力分野における取組の強化等の国際貢献を推進すべきである。</p> | <p>○国連合同エイズ計画拠出金</p> | <p>○UNAIDS への支援、独自の二国間保健医療協力分野における取組の強化等の国際貢献を推進することは、今後も重要ではないか。</p> | <p>○今後もこの取組を継続するべきではないか。</p> | |
| <p>三 国内施策のためのアジア諸国等への協力</p> <p>厚生労働省は、有効な国内施策を講ずるためにも、諸外国における情報を、外務省等と連携しつつ収集するとともに、諸外国における感染の拡大の抑制や患者等に対する適切な医療の提供が重要であることから、我が国と人的交流が盛んなアジア諸国等に対し積極的な国際協力を進める上で、外務省等との連携が重要である。</p> | <p>○エイズ国際会議開催支援事業等</p> | <p>○外務省等と連携しつつ、諸外国における情報収集及び積極的な国際協力を進めることは、今後も重要ではないか。</p> | <p>○今後もこの取組を継続するべきではないか。</p> | |

| 四段表 | エイズ予防指針 | 指針に基づく施策 | 議論の視点 | 対応策（案） |
|--|---|--|--|--------|
| <p>第八 施策の評価及び関係機関との新たな連携</p> <p>一 施策の評価</p> <p>厚生労働省は、関係省庁間連絡会議の場等を活用し、関係省庁及び地方公共団体が講じている施策の実施状況等について定期的に報告、調整等を行うこと等により、総合的なエイズ対策を実施するべく、関係省庁の連携をより一層進める必要がある。</p> <p>また、都道府県等は、感染症予防計画等の策定又は見直しを行う際には、重点的かつ計画的に進めるべき①正しい知識の普及啓発、②保健所等における検査・相談体制の充実及び③医療提供体制の確保等に関し、地域の実情に応じて施策の目標等を設定し、実施状況等を評価することが重要である。施策の目標等の設定に当たっては、基本的には、定量的な指標に基づくことが望まれるところであるが、地域の実情及び施策の性質等に応じて、定性的な目標を設定することも考えられる。</p> <p>なお、国は、国や都道府県等が実施する施策の実施状況等をモニタリングし、進捗状況を定期的に情報提供し、必要な検討を行うとともに、感染者・患者の数が全国水準より高いなどの地域に対しては、所要の技術的助言等を行うことが求められる。また、患者等、医療関係者、NGO等の関係者と定期的に意見を交換すべきである。</p> | <p>○関係省庁間連絡会議</p> <p>○重点都道府県等エイズ対策担当課長連絡協議会</p> | <p>○総合的なエイズ対策を実施するべく、関係省庁との連携を進めることは、今後重要ではないか。</p> <p>○地域の実情等に応じて、施策の目標等を設定し、実施状況等を定量的・定性的指標により評価することは重要ではないか。</p> <p>○国や都道府県等の施策の実施状況等をモニタリングの上、必要な検討を行うことは、今後重要ではないか。</p> | <p>○今後もこの取組を継続するべきではないか。</p> <p>○今後もこの取組を継続するべきではないか。</p> <p>○今後もこの取組を継続するべきではないか。</p> | |
| <p>二 NGO等との連携</p> <p>個別施策層を対象とする各種施策を実施する際には、NGO等と連携することが効果的である。また、NGO等の情報を、地方公共団体に提供できる体制を整備することが望まれる。</p> | <p>○NGO支援</p> <p>○エイズレポートの発行など</p> | <p>○個別施策層への施策を実施する際は NGO 等との連携が効果的であり、NGO等の情報を地方公共団体等に提供できる体制整備をすることは今後重要ではないか。</p> | <p>○今後もこの取組を継続するべきではないか。</p> | |